

全国的又は大規模イベントの事前相談について

1 事前相談の対象となるイベント

「全国的な人の移動を伴うイベント」又は「参加者が1,000人を超えるようなイベント」が対象となります。

この場合、イベントとは、「主催者が参加者を募って行うもの」をいいます。

(1) 全国的な人の移動を伴うイベント

プロスポーツがその代表的な例ですが、「広島県内で行われるイベントに他の都道府県の人に参加することが見込まれる場合」は、事前相談の対象とします。

(2) 参加者が1,000人を超えるようなイベント

- ・ 参加人数は、主催者が過去の実績や今回の開催規模から見込んだ人数とします。
- ・ 「1,000人」は、「1日当たりの人数」を基本とします。
- ・ 参加人数は、主催者側と参加者のいる場所が明確に分かれている場合は、参加者のみの数とします（例：プロスポーツイベントの選手と観客）。
主催者側と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合は、両者を合計した数とします（例：展示会の出展者と来場者）。

(3) 事前相談の対象としないイベントの例

学校行事、企業内研修、国や地方公共団体が主催する各種試験

2 相談者

イベントの主催者（又は施設管理者）

3 相談先

広島県健康福祉局 新型コロナウイルス感染症対策担当 第1グループ

電話直通 082-513-2846 県庁代表 082-228-2111 内線 2846

メールアドレス：covid19taisaku@pref.hiroshima.lg.jp

4 事前相談で行う内容

感染拡大防止対策が実施されることを書面や電話聞取りで確認します。

また、対策の内容について、助言したり、お願いをしたりする場合があります。

5 事前相談の実施方法

① 事前相談書の様式の入手（主な入手方法は、次のとおりです。）

- 広島県ホームページにアクセスして、事前相談書の様式をダウンロードする。
- 県庁の新型コロナウイルス感染症対策担当やイベントの関係課などに連絡して、

事前相談書の様式をメールなどで受け取る。

- ② イベント概要資料,「イベントで講じる感染拡大防止策が分かる資料」の準備
- ③ 事前相談書への記入,具体的な対策の確認チェック
- ④ 事前相談書と上記②で用意した資料を県庁の新型コロナウイルス感染症対策担当にメールなどで提出

メールアドレス : covid19taisaku@pref.hiroshima.lg.jp

※ 事前相談書をメールで送る際は,エクセルファイルのまま送信してください。

- ⑤ 相談先の担当者から相談者に電話連絡などがあります。
感染拡大防止対策の内容について,電話でお聞きすることがあります。
- ⑥ 確認が終わると,県の記入が加わった事前相談書が相談者に返信されます。
- ⑦ イベント参加者や関係者から感染が発生したと考えられる際には,イベント主催者など関係者は,参加者への連絡や,参加者の連絡先及びイベント中の参加者同士の接触の状況等の情報を保健所や関係部局へ提供するなどの協力を行うとともに,事前相談書の記入内容について事後確認を行い,速やかに新型コロナウイルス感染症対策担当などにメールなどで提出してください。